

# 令和7年度 応急手当普及員養成講習を開催します！

**講習会日程** 【第1回】令和7年11月13日（木）・14日（金）・15日（土）  
8時30分から17時15分

【第2回】令和7年11月27日（木）・28日（金）・29日（土）  
8時30分から17時15分

※第1回、第2回のいずれかでご受講ください。

**講習会場** 出雲市消防本部（出雲市渡橋町253-1）

**定員** 各回16名

**受講資格** 応急手当を普及していただける方

**募集期間** 令和7年8月20日（水）から受付開始  
※定員になり次第受付を終了します。

**応募方法** 電話にて、救急救命センター「21-6999」へお申し込みください。  
※申し込み後「応急手当普及員養成講習受講申請書」を提出していただきます。

**受講料** 無料（別途テキスト代が必要となります。）

**講習内容** 応急手当普及に関する基礎知識（応急手当普及員認定制度の趣旨など）  
基礎医学（応急手当に必要な体の仕組みなど）  
心肺蘇生法、AEDの取扱い方法など応急手当実施要領  
応急手当講習の指導要領  
応用実習（現場を想定した救急対応など）  
効果測定（実技・筆記）  
その他  
※第1回、第2回ともに講習内容は同じです。

## お申し込み・お問い合わせ

出雲市消防本部 警防課救急救命センター

電話：0853-21-6999

FAX：0853-21-8241

E-MAIL：[one-team@izumo119.or.jp](mailto:one-team@izumo119.or.jp)





応急手当普及員とは、一般の方が、職場や地域などにおいて、応急手当の普及啓発を目的に、応急手当講習の指導者として出雲市消防長が認定した方をいいます。

それぞれの事業所、団体等で応急手当の普及の必要性があるため指導をしたい、命の大切さを知ってもらいたいと考えている方、受講してみませんか。

## 応急手当普及員養成のメリット

救命講習は、3 時間以上の受講が必要ですが、学校や職場の応急手当普及員が講習を行うことにより、学校の時間割、職員の勤務体制に合わせて実施することができます。

また、職場などで、救急に関する危機管理体制構築のリーダー的な存在としての活躍が期待できます。緊急時、現場をまとめる役割としての知識・スキルの習得も講習の中で実践します。

## 応急手当普及員に認定されると

普通救命講習を開催し、心肺蘇生法や AED の取り扱いなど一定のカリキュラムについて指導することができ、受講者に「普通救命講習修了証」の交付することができます。また、短時間の応急手当講習として、受講者の事情にあわせた任意の時間で講習を行うこともできます。

## 応急手当普及員のサポートについて

応急手当普及員の資格を取得し、救命講習を行うにあたり、訓練用人形の貸し出しや、必要があれば応急手当普及員の方の指導補助などのサポートをします。また、出雲市消防本部が開催する講習会においての指導スタッフとして参加することができます。

普及員対象のブラッシュアップセミナーを開催し、資格取得から時間が経った方でも、指導に必要な応急手当の知識・技術の再確認ができるような研修も行います。

## 応急手当普及員の有効期限

応急手当普及員は資格更新が必要です。認定の有効期限は受講された日から 3 年です。その間に 2 回以上の指導経験があれば継続し認定します。指導経験がない場合は再講習(3 時間)を受講することで継続できます。概ね 5 年に一度、応急手当の変更がありますので、変更後は適宜再講習を受講してください。